

**相続税申告書の
代理送信等に関するQ&A**

令和3年1月

国税庁資産課税課

目 次

1	開始時期及び対象年分	1
2	修正申告書のe-Taxによる提出（送信）の可否	1
3	申告書の提出先	1
4	e-Taxにより提出（送信）可能な申告書等	2
5	e-Taxに対応していない申告書の提出の可否	5
6	各帳票の単独送信の可否	6
7	財産取得者が法人の場合	6
8	開始届出書の提出先	6
9	利用者識別番号の取得	7
10	申告書の作成方法	8
11	申告書の送信	9
12	受信通知	11
13	イメージデータ送信の対象となる添付書類	12
14	イメージデータの送信方式	15
15	イメージデータの送信可能なファイル数及びデータ容量	16
16	添付書類の提出省略	16
17	マイナンバーの記載等	17

《開始時期及び対象年分》

問1 相続税の申告書は、いつから e-Tax を利用して提出（送信）することができるようになったのですか。
また、何年分の申告から対象となりますか。

【答】

相続税の申告書は、令和元年10月1日（火）から、e-Tax による提出（送信）が可能となっています。

また、令和元年分の申告（2019年1月1日以降に相続等により財産を取得した人の申告）から e-Tax の対象となります。

（注）平成30年以前の年分の申告（2018年12月31日以前に相続等により財産を取得した人の申告）は e-Tax により行うことはできませんので、従来どおり書面による申告をお願いします。

《修正申告書の e-Tax による提出（送信）の可否》

問2 相続税の修正申告書を e-Tax により提出（送信）することはできますか。

【答】

相続税の修正申告書は、令和3年1月4日（月）から、e-Tax による提出（送信）が可能となっています。

また、問1と同様に令和元年分の申告（2019年1月1日以降に相続等により財産を取得した人の申告）から e-Tax の対象となります。

《申告書の提出先》

問3 相続税の申告書の提出（送信）は、どの税務署に行うのですか。

【答】

相続税の申告書の提出（送信）先は、書面で提出する場合と同様に、被相続人の死亡の時の住所地を管轄する税務署となります。

《e-Tax により提出（送信）可能な申告書等》

問4 e-Tax により提出（送信）可能な相続税の申告書には、どのようなものがありますか。

【答】

e-Tax により提出（送信）可能な相続税の申告書は、以下のとおりです。

○ 手続帳票一覧①（令和3年1月現在）

手続	帳 票 名	
相 続 税 申 告	第1表	相続税の申告書
	第1表(続)	相続税の申告書(続)
	第1表の付表2	還付される税額の受取場所
	第2表	相続税の総額の計算書
	第4表	相続税額の加算金額の計算書
	第4表の付表	相続税額の加算金額の計算書付表
	第4表の2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
	第5表	配偶者の税額軽減額の計算書
	第6表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
	第7表	相次相続控除額の計算書
	第8表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
	第9表	生命保険金などの明細書
	第10表	退職手当金などの明細書
	第11表	相続税がかかる財産の明細書(相続時精算課税適用財産を除きます。)
	第11の2表	相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書
	第11・11の2表の付表1	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書
	第11・11の2表の付表1(続)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(続)
	第11・11の2表の付表1(別表1)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1)
	第11・11の2表の付表1(別表1の2)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1の2)
	第13表	債務及び葬式費用の明細書
第14表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書	
第15表	相続財産の種類別価額表	
第15表(続)	相続財産の種類別価額表(続)	

手続	帳 票 名	
相 続 税 修 正 申 告	第 1 表	相続税の修正申告書
	第 1 表(続)	相続税の修正申告書(続)
	第 1 表の付表 2	還付される税額の受取場所
	第 2 表	相続税の総額の計算書
	第 4 表	相続税額の加算金額の計算書
	第 4 表の付表	相続税額の加算金額の計算書付表
	第 4 表の 2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
	第 5 表	配偶者の税額軽減額の計算書
	第 5 表の付表	配偶者の税額軽減額の計算書 (付表)
	第 6 表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
	第 7 表	相次相続控除額の計算書
	第 8 表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
	第 9 表	生命保険金などの明細書
	第 10 表	退職手当金などの明細書
	第 11 表	相続税がかかる財産の明細書(相続時精算課税適用財産を除きます。)
	第 11 の 2 表	相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書
	第 11・11 の 2 表の付表 1(修正申告用)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細
	第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表 1)
第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1 の 2)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表 1 の 2)	
第 13 表	債務及び葬式費用の明細書	
第 14 表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書	
第 15 表(修正申告用)	相続財産の種類別価額表	

(参考 1)

相続税の申告書とともに提出(送信)が可能な手続帳票は、以下のとおりです。

○ 手続帳票一覧② (令和 3 年 1 月現在)

手続	帳 票 名
相続税申告	相続税の申告書等送信票(兼送付書)
	税務代理権限証書
	税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面
	税理士法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面

手続	帳 票 名
相続税修正申告	相続税の修正申告書等送信票(兼送付書)
	税務代理権限証書
	税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面
	税理士法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面

(参考 2)

e-Tax で提出(送信)が可能な相続税の申請・届出等の手続帳票として、「相続税の更正の請求書」、「納税管理人届出書」及び「納税管理人解任届出書」があります。

《e-Tax に対応していない申告書の提出の可否》

問5 納税猶予等の特例の適用を受ける場合など、e-Tax に対応していない申告書（申告書第3表や第8の8表など）の提出が必要な場合は、電子申告をすることはできないのですか。

【答】

e-Tax に対応していない申告書の提出が必要な場合であっても、電子申告を行うことは可能です。

この場合、e-Tax に対応している申告書については、電子データを送信し、e-Tax に対応していない申告書については、別途、書面で提出していただくこととなります。

また、e-Tax に対応していない申告書を書面で提出する場合には、その申告書とともに、出力した「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」を提出してください。

なお、申告書はイメージデータによる提出の対象となりませんのでご注意ください。

(参考)

「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」は、以下のとおり e-Tax のメッセージボックス内に格納されている受信通知からダウンロードすることができます。

※ メッセージボックスの閲覧については、セキュリティ対策の観点から、原則として電子証明書が必要となります。

メール詳細 [閉じる]

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

申告書内容

提出先	仙台北税務署
利用者識別番号	[REDACTED]
氏名又は名称	国税 次部
受付番号	[REDACTED]
受付日時	[REDACTED]
種目	相続税
相続開始年月日	平成31年04月01日
被相続人の氏名	国税 太郎
申告納税額	申告期限までに納付すべき税額 500,000円
	還付される税額 -
備考	HUBH2751:ダイレクト納付、A T Mやインターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付を行う場合は、併せて格納される「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。

送信されたデータは、「ダウンロード (XML形式)」ボタンよりダウンロードすることができます。
個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

[ダウンロード (XML形式)]

送付書

添付書類を提出する場合は、送付書の内容を確認・印刷の上、送付書とともに添付書類をご送付ください。

[送付書画面へ]

納付区分番号通知

ダイレクト納付、A T Mやインターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付を行う場合は、以下のボタンより「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。

[納付区分番号通知へ]

電子申請等証明書交付請求

申請等データの提出先税務署長に対して「電子申請等証明書」の交付を請求することができます。
交付日付は申告データを提出した日付となります。
なお、「送信された申請等データの内容」ボタンからは、申告書内容の「ダウンロード (XML形式)」ボタンと同じファイルがダウンロードできます。

[交付請求画面へ]
[送信された申請等データの内容]

国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用についてアンケートを実施しています。
よろしいければご協力ください。 [アンケートのページへ]

[ページの先頭へ]

[閉じる]

《各帳票の単独送信の可否》

問6 申告書等の一部に送信漏れがあったため、再度送信したいのですが、送信漏れの申告書等を単独で送信することはできますか。

【答】

送信漏れとなった申告書の一部を単独で送信することはできません。

申告書の一部について送信漏れとなった場合は、既に送信した申告書も含め、申告書一式を再送信してください。

なお、税務代理権限証書については、単独で送信することができます。

一方、税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する添付書面については、単独で送信することはできませんので、当該書面が送信漏れとなった場合は、既に送信した申告書も含め、申告書一式を再送信してください。

《財産取得者が法人の場合》

問7 財産取得者が一般社団法人等の場合、e-Taxにより申告を行うことができますか。

【答】

財産取得者が一般社団法人等の場合や、人格のない社団又は財団（相続税法第66条第1項）の場合においても、e-Taxにより申告を行うことができます。

《開始届出書の提出先》

問8 新たにe-Taxを利用するために必要な「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」の提出は、どの税務署に行うのですか。

【答】

「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」は、財産取得者の住所地を管轄する税務署に提出してください。

なお、財産取得者が所得税について事業所等の所在地を納税地としている場合には、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」は、事業所等の所在地（所得税の納税地）を管轄する税務署に提出してください。

《利用者識別番号の取得》

問9 所得税や贈与税などの申告を e-Tax により行うために、既に利用者識別番号を取得している場合、相続税申告の e-Tax のために、改めて「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出して利用者識別番号を取得する必要がありますか。

【答】

既に利用者識別番号を取得している方については、その利用者識別番号を用いて相続税の申告を e-Tax により行うことができますので、改めて「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出して利用者識別番号を取得する必要はありません。

なお、誤って利用者識別番号を複数（二重に）取得してしまった場合は、最後に取得した利用者識別番号が有効となり、古い利用者識別番号に係るメッセージボックスが確認できなくなりますのでご注意ください。

(参考)

利用者識別番号を誤って二重に取得すると、これまでに e-Tax により申告等を行った内容がメッセージボックスから確認できなくなるため、利用者識別番号の取得の有無などを十分確認する必要があります。

なお、利用者識別番号がわからない場合は、①過去に電子申告を行った申告書等の控えや税務署からの郵送物など、②確定申告書等作成コーナーの保存データ (.data) がある場合はデータを読み込み、その入力内容、③e-Tax ソフトを利用している場合はメッセージボックスの確認を行った際に表示される「受付システムログイン用暗証番号入力」画面などから、利用者識別番号を確認することができる場合がありますのでご確認ください。

また、利用者識別番号を確認することができない場合は、変更等届出書を管轄の税務署に提出していただき、税務署から納税者本人に郵送される「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」に記載の通知事項※を確認の上、e-Tax による手続を行ってください。

※ 利用者識別番号がある場合は、既に取得している利用者識別番号と仮の暗証番号が、利用者識別番号がない場合は、新規の利用者識別番号と仮の暗証番号が通知されます。

《申告書の作成方法》

問 10-1 申告書はどのようにして作成・送信するのですか。

【答】

e-Tax ソフト^{*1}又は民間の税務会計ソフトにより相続税の申告書を作成・送信してください。

なお、e-Tax ソフト（WEB 版）^{*2}及び確定申告書等作成コーナーでは、相続税の申告書を作成することはできません。

※1 e-Tax ソフトは、e-Tax ホームページからダウンロードできます。

なお、e-Tax ソフトは、確定申告書等作成コーナーのように、画面の案内に従って金額等を入力することにより税額等が自動計算されるものではなく、利用者自身が計算した金額等を直接入力するソフトです。

2 e-Tax ソフト（WEB 版）は、e-Tax ソフトの基本的な機能をインターネットを経由して Web ブラウザ上で使用できるように提供しているシステムです。

（参考）

e-Tax ソフト及び e-Tax ソフト（WEB 版）は、民間の税務会計ソフトで作成した相続税に係る電子申告用データ（拡張子が「.xtx」のもの）を組み込み、署名・送信することができます。

問 10-2 e-Tax ソフト等における I T 部^{*1}に入力する納税者は、誰（相続人代表、申告書第 1 表の財産取得者の 1 人目など）を入力すればよいですか。

【答】

I T 部については、特定の納税者を入力する仕様ではありません（税理士が財産取得者である場合を除きます。^{*2}）。そのため、税理士等が複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、I T 部にはその財産取得者のうち、任意の 1 名を選択し、入力してください。

なお、「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」の住所、氏名及び利用者識別番号の欄には、I T 部に入力した財産取得者の情報が表示されます。

※1 I T 部とは、e-Tax の各帳票で共通的に記入する納税者等に関する情報及び申告・申請に関する情報です。各帳票個別部分の該当する情報は、I T 部に入力した情報を参照しています。

2 財産取得者である税理士が、他の財産取得者の申告もまとめて提出（送信）する場合は、I T 部（財産取得者に関する項目）には他の財産取得者の情報を入力してください（I T 部（財産取得者に関する項目）に税理士の情報を入力した場合、他の財産取得者の申告等データはエラーとなります。）。

《申告書の送信》

問 11-1 書面における申告と同様に、相続税申告の e-Tax においても複数の財産取得者の申告をまとめて連署により行うことができますか。

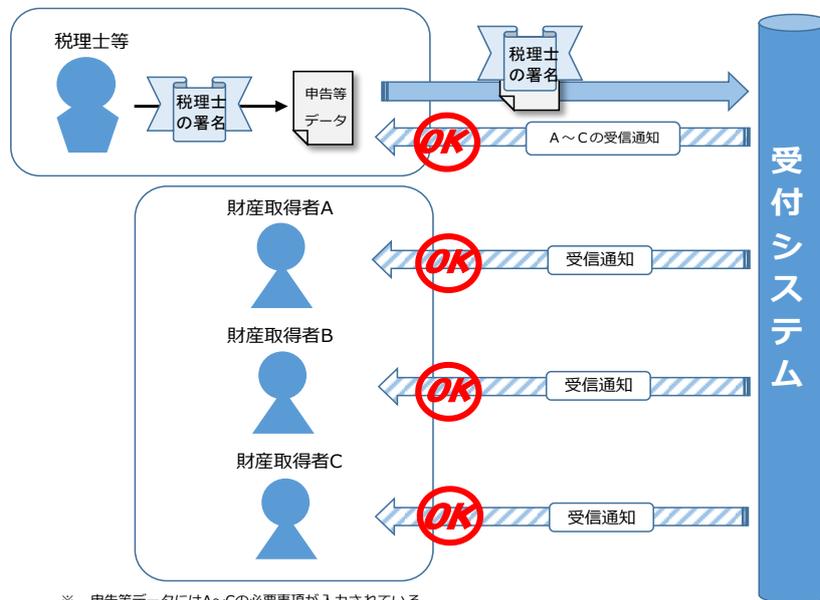
【答】

税理士等が代理送信を行う場合は、1回の送信につき最大9名分までの財産取得者の申告をまとめて行うことができます。

なお、財産取得者が9名を超える場合、2回目以降の送信で残りの財産取得者を入力することにより、申告書を提出（送信）することができます。

また、税理士等が①税理士情報を入力し、②電子署名を付して代理送信することで納税者本人の電子署名を省略して申告書を提出（送信）することができます。

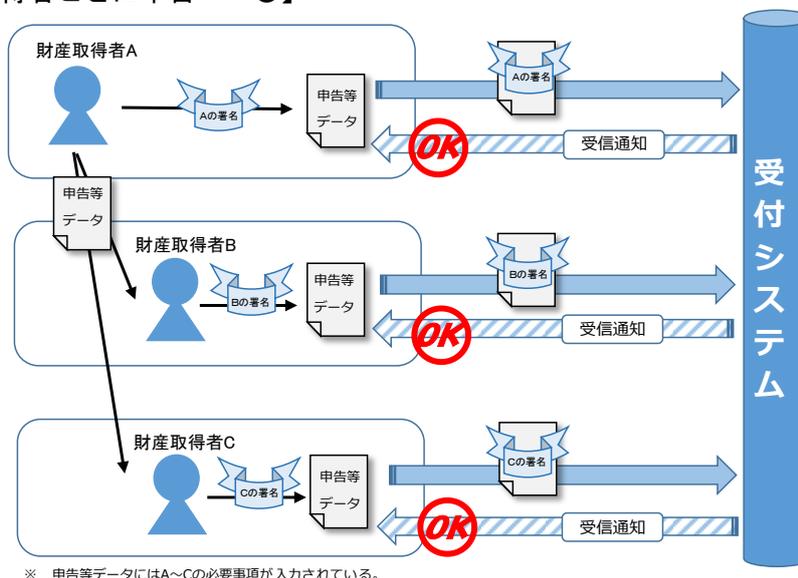
【税理士等による代理送信】



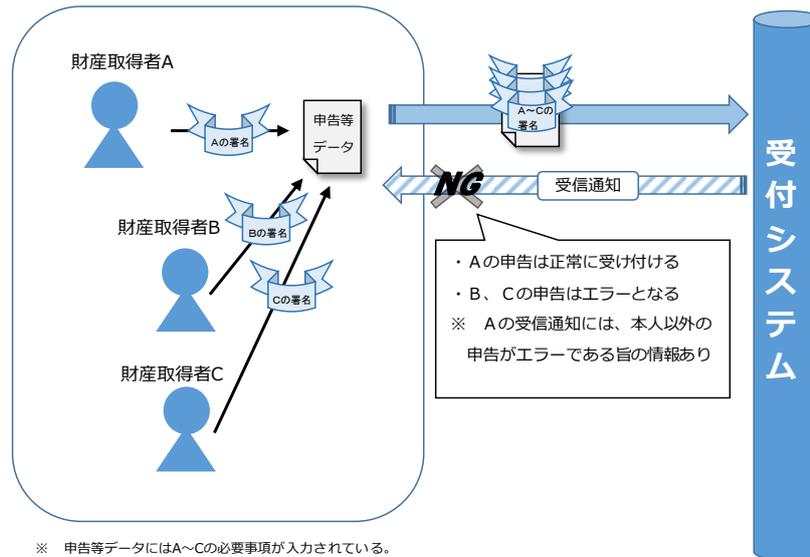
(参考)

納税者本人が送信を行う場合は、本人以外の財産取得者の申告をまとめて行うことはできませんので、財産取得者ごとに申告書を提出(送信)します。

【財産取得者ごとに申告 ⇒ ○】



【他の財産取得者と共同して申告 ⇒ ×】



問 11-2 複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、その送信する申告等データに住所・氏名や金額等が入力されている全ての財産取得者が相続税の申告書を提出したことになりますか。

【答】

申告等データについては、住所・氏名や金額等の相続税の申告に必要な事項に加え、申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がある財産取得者のデータを有効なものとして受け付けることとなります（利用者識別番号の入力がない財産取得者については、メッセージボックスに受信通知が格納されません。）。

したがって、複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信した場合であっても、申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がない財産取得者については、相続税の申告書を提出したことになりません。

（注） 税務代理権限のない財産取得者に係る利用者識別番号については、入力しないようご注意ください。

問 11-3 複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、他に何か注意すべきことはありますか。

【答】

複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、利用者識別番号を取り違える可能性（財産取得者Aの申告に対して、財産取得者Bの利用者識別番号を入力する場合など）があります。

利用者識別番号を取り違えた場合、財産取得者のメッセージボックスには、他の財産取得者の受信通知及び納付区分番号通知が格納されてしまいますので、利用者識別番号を入力する際は、申告をする財産取得者本人のものである

か確認するとともに、申告等データの送信後は、税理士等のメッセージボックスにも同じ受信通知が格納されますので、それぞれの受信通知から、利用者識別番号等の取り違いがないことを確認してください。

なお、メッセージボックスを確認した結果、利用者識別番号の取り違いがあった場合は、申告等データの再送信を行ってください。

《受信通知》

問 12 複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信した場合、受信通知はどのようにメッセージボックスに格納されますか。

【答】

正常に申告等データを受信した場合は、税理士等及び全ての財産取得者（利用者識別番号の入力がある財産取得者に限ります。）のメッセージボックスに正常に受信した旨の受信通知が格納されます。

なお、正常に申告等データを受信できていない場合は、エラー内容を示した受信通知等が税理士等のメッセージボックスにのみ格納されます。

※ 税理士等のメッセージボックスには、申告等データを送信した財産取得者の人数分の受信通知（受付番号は全て同じです。）が格納されます（3名の財産取得者の申告等データを送信した場合は、3件の受信通知が格納されます。）。

《イメージデータ送信の対象となる添付書類》

問 13 相続税の申告書の添付書類をイメージデータにより提出することができますか。

【答】

戸籍の謄本などの法定添付書類のほか、提出をお願いしている書類についてもイメージデータにより提出することができます。

イメージデータによる提出が可能な主な添付書類は、以下の表のとおりです。

- (注) 1 申告書は、イメージデータによる提出の対象となりません。
 2 添付書類の名称は、例示として掲げているものであり、送付する添付書類の名称が相違している場合であっても類似するものであれば、イメージデータにより提出することができます。
 3 この一覧は、令和2年4月1日現在の法令に基づくものです。
 4 イメージデータによる提出に当たっては、可能な限り、項目ごとに複数の添付書類をまとめてイメージデータ化していただきますようお願いいたします。

I 法令上提出する必要がある書類

主な項目		添付書類の名称
1	一般の場合（2～4の特例等の適用を受けない場合） （相続税法第27条）	次のいずれかの書類 (1) 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの） (2) 図形式の法定相続情報一覧図の写し（子の続柄が実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限り、） なお、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本の提出も必要です。
2	相続時精算課税適用者がいる場合 （相続税法第27条）	①上記1に掲げる書類 ②被相続人の戸籍の附票の写し（※） ※ 相続開始の日以後に作成されたものに限り、
3	配偶者の税額軽減の適用を受ける場合 （相続税法第19条の2）	①上記1に掲げる書類 ②遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ③相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの） ④申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合）

主な項目	添付書類の名称
小規模宅地等の特例の適用を受ける場合 （租税特別措置法第69条の4）	【共通】 上記3に掲げる書類
【特定居住用宅地等】	特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類 ※ 特例の適用を受ける人が被相続人の配偶者である場合又はマイナンバー（個人番号）を有する者である場合には提出不要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・被相続人の親族で、相続開始前3年以内に自己等の所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合 	①相続開始前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類（※） ②相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類 ③相続開始の時において自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないことを証する書類 ※ 特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する者である場合には提出不要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合 	①被相続人の戸籍の附票の写し ②介護保険の被保険者証の写し、障害福祉サービス受給者証の写しなど ③施設への入所時における契約書の写しなど
【特定事業用宅地等】 ※ 特定事業用宅地等が一定の郵便局舎の敷地の用に供されている場合に限ります。	総務大臣が交付した証明書
【特定同族会社事業用宅地等】	①法人の定款の写し ②法人の発行済株式の総数（又は出資の総額）及び被相続人等が有するその法人の株式の総数（又は出資の総額）を記載した書類でその法人が証明したもの
【貸付事業用宅地等】 ※ 貸付事業用宅地等が平成30年4月1日以後に新たに被相続人等の特定貸付事業の用に供されたものである場合に限ります。	過去4年分の所得税青色申告決算書（不動産所得用）の写しなど被相続人等が相続開始の日まで3年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類

Ⅱ I 以外で提出をお願いしている書類

主な項目		添付書類の名称
1	申告書作成時の検討内容を確認する書類	①相続税の申告のためのチェックシート ②税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕
2	相続財産の分割等に関する書類	①遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し（配偶者の税額軽減などの適用を受ける場合には、法令上提出する必要がある書類となります。②についても同様です。） ②相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
3	不動産に関する書類	①所有不動産を証明するもの（固定資産税評価証明書、登記事項証明書等）の写し ②賃貸借契約書の写し ③小作に付されている旨の農業委員会の証明書の写し ④実測図の写し
4	事業（農業）用財産に関する書類	資産・負債の残高表の写し など
5	有価証券に関する書類	①証券、株券、通帳又はその預り証の写し ②配当金支払通知書（保有株数表示）の写し
6	現金・預貯金に関する書類	①預貯金・金銭信託等の残高証明書の写し ②預貯金通帳の写し
7	家庭用財産に関する書類	車検証の写し など
8	生命保険金等に関する書類	①保険証券の写し ②支払保険料計算書の写し
9	退職手当金等に関する書類	取締役会議事録の写し など
10	立木に関する書類	①立木証明書の写し ②森林経営計画書の写し ③森林簿の写し ④森林組合等の精通者意見の写し
11	その他の財産に関する書類	①借用証の写し ②会員証（券）の写し ③賃貸借契約書、通帳、領収書（控）の写し ④損害保険契約に係る保険証券の写し ⑤損害保険契約に係る支払保険料計算書の写し
12	債務に関する書類	①納付書の写し ②納税通知書の写し ③請求書の写し ④手形の写し ⑤賃貸借契約書の写し ⑥相続権利放棄申述の証明書の写し
13	葬式費用に関する書類	①領収証の写し ②請求書の写し
14	生前贈与財産の相続財産への加算に関する書類	①贈与証書の写し ②預貯金通帳の写し

主な項目		添付書類の名称
15	財産の評価に関する書類	①取引相場のない株式（出資）の評価明細書 ②上場株式の評価明細書 ③登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書 ④土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 ⑤配偶者居住権等の評価明細書 ⑥一般動産及び船舶の評価明細書 ⑦定期借地権等の評価明細書 ⑧市街地農地等の評価明細書 ⑨山林・森林の立木の評価明細書 ⑩特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の評価明細書 ⑪営業権の評価明細書 ⑫定期金に関する権利の評価明細書 ⑬信託受益権の評価明細書 ⑭実測図の写し ⑮土地の賃貸借契約書の写し ⑯住宅地図の写し ⑰固定資産税評価証明書の写し ⑱納税通知書の写し ⑲不動産売買契約書の写し ⑳登記事項証明書の写し
16	小規模宅地等の特例の適用を受けるときに居住用の部分と貸付用の部分がある場合	賃貸借契約書の写し など
17	相続税額の2割加算が行われる場合	①遺言書の写し ②贈与契約書の写し
18	障害者控除額がある場合	障害者手帳の写し など

《イメージデータの送信方式》

問 14 添付書類のイメージデータ送信については、どのような送信方法がありますか。

【答】

申告等データの送信時に、当該データとイメージデータを同時に送信する方式（同時送信方式）と申告等データの送信後に受信通知から追加で送信する方式（追加送信方式）があります。

なお、追加送信方式は、申告等データの受信通知の格納後1年間に限り、同一の受付番号に対して10回まで送信可能で、同時送信方式と併用することで合計11回送信することができます。

※ 複数の財産取得者の申告等データを送信した場合において、各財産取得者の受付番号は同一であるため、イメージデータを送信できる回数は、同時送信方式と追加送信方式の併用により合計11回となります。

なお、「添付書類送付書」の利用者識別番号及び氏名の欄には、選択した受信通知に係る財産取得者の利用者識別番号及び氏名が表示されます。

《イメージデータの送信可能なファイル数及びデータ容量》

問 15-1 添付書類のイメージデータ送信について、送信可能なファイル数とデータ容量について教えてください。

【答】

イメージデータによる送信が可能なファイル数及びデータ容量は以下のとおりです。

なお、イメージデータによる提出に当たっては、可能な限り、項目ごとに複数の添付書類をまとめてイメージデータ化していただきますようお願いいたします。

項目	1 送信当たりの上限
ファイル数	最大 136 ファイル
データ容量	PDF ファイル合計で最大 8.0MB

問 15-2 データ容量を超過してイメージデータを送信できない場合は、どのように提出すればよいですか。

また、提出する際に、收受印を押してもらうことは可能ですか。

【答】

送信できなかった添付書類とともに、出力した「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」を郵送等により提出してください。

なお、「控」や「写」と表示し、提出書類でないことを明らかにした「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」の控えについては、提出用と内容が同じであることが確認できる場合に限り、税務署において收受印を押なつすることは可能です。

《添付書類の提出省略》

問 16 相続税の申告を e-Tax により行う場合には、所得税の確定申告を行う場合の「生命保険料控除の証明書」や「寄附金控除の証明書」のように、添付書類について提出を省略できるものはありますか。

【答】

相続税の申告を e-Tax により行う場合には、添付書類について提出を省略できるものはありません。

《マイナンバーの記載等》

問 17 相続税の申告を e-Tax により行う場合、書面による申告の場合と同様に、マイナンバー（個人番号）の記載（入力）は必要ですか。

【答】

相続税の申告を e-Tax により行う場合においても、マイナンバー（個人番号）の記載（入力）が必要です。

なお、e-Tax により申告手続を行う場合には、以下の表のとおりマイナンバー制度に係る添付書類を省略できます。

提出方法 本人確認書類等	e-Tax	(参考) 書面提出
① 税務代理権限証書の添付	必要 (送信された税務代理権限証書データにより確認)	必要
② 税理士証票の写しの添付	必要なし (税理士の電子証明書により確認)	必要
③ 関与先の番号確認書類の添付	必要なし (税務署のシステムにより確認)	必要

※ 税理士等が代理で申告する場合は、税務署において、①代理権の確認、②代理人の身元確認及び③本人の番号確認を行います。